平成２４年（フ）第２１０号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1037番地、従前の住所神戸市垂水区北舞子２丁目３番５―405号
債務者　小川　信孝
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４６号
兵庫県姫路市花田町高木52番地
債務者　寺田美津子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８３号
広島市安佐北区深川５丁目31番13―202号
債務者　迫　　竜治
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５７号
広島県廿日市市佐方３丁目11番48号　203
債務者　上畠　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２号
福岡市東区原田２丁目８番33―１号
債務者　田中　友春
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０号
北海道新冠郡新冠町字緑丘24番７　石山牧場内、住民票上の住所北海道日高郡新ひだか町静内山手町４丁目６番５号
債務者　野村　光広
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
北海道苫小牧市美原町３丁目16番９号
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１３５６号
大阪府摂津市三島３丁目16番21―101号
債務者　新地　匠子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９９９号
大阪市天王寺区上汐５丁目７番９―203号
債務者　北嶋安紀子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６６号
大阪市東淀川区菅原４丁目２番27号　ベルメゾン菅原302号
債務者　合田千恵子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７８号
大阪市西成区南津守７丁目10番19―705号
債務者　赤松組こと　赤松　秀一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９５号
大阪市住吉区長居３丁目３番28号　グリーンコーポラス若松Ａ―102号
債務者　中島　良介
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２２号
大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37―1010号
債務者　赤坂由香利
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２３号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘14番１号
債務者　入江　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４３号
大阪市中央区南船場１丁目５番13―905号
債務者　小川こと　武本　　篤
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４５号
大阪市西淀川区姫島５丁目８番26号
債務者　島田　照子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８５号
大阪府茨木市南安威２丁目４番７―407号
債務者　池本　昌彦（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部